

奈良県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山陰土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年五月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	村井 重治	五條市山陰町六三
〃	松本 正之	〃 〃 八八一
〃	松本 吉弘	〃 〃 四三七
〃	田中 享	〃 〃 三一八
〃	村井 忠夫	〃 〃 六五
〃	近木 保	〃 表野町四〇五
〃	辻本 克彦	〃 大津町一一
〃	辻本 輝彦	〃 山陰町二四三
〃	辻本 暁彦	〃 〃 二五八一
〃	中谷 善守	〃 〃 三四一
〃	松本 歳一	〃 〃 二六四
〃	邨井 克弘	〃 〃 四二
〃	松本 成人	〃 〃 一一〇
〃	近木 義文	〃 表野町四〇四
〃	西谷 清文	〃 〃 二二一
〃	石投 勝	〃 〃 三二二
〃	石投 享	〃 〃 四一四
〃	橋本 匡彦	〃 〃 一一三
〃	辻之内 博美	〃 〃 一七八
〃	溝端 末吉	〃 火打町四〇九
〃	溝端 保	〃 〃 三〇三
〃	彦坂 武久	〃 中町四六五
〃	仲谷 廣隆	〃 〃 五〇四

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
森本	馬場	辻本	塚月	辻本	山崎	邨井	仲谷
昇	昭代	信明	弘	展孝	稔	弘治	廣隆
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
火打町四三七一	〃 二三	表野町二一五	〃 二一	〃 三六四	〃 三三三	山陰町一〇一	〃 五〇四